

社会福祉法人三重県社会福祉協議会 定款細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 社会福祉法人三重県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款細則（以下「細則」という。）は、本会定款（以下「定款」という。）第57条の規定により本会の運営及び業務執行についての細則を定めたものである。

第2章 評議員会

(理事の出席)

第2条 議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

(評議員会の開催)

第3条 評議員会は、定時評議員会、3月及びその他必要がある場合に開催する評議員会からなる。

2 3月に開催する評議員会は、次年度の事業計画及び収支予算の審議のために開催する。

(招集の手続)

第4条 会長は、評議員会を招集する場合は、理事会の決議によって、次の事項を定め評議員会を招集する。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項
- (3) 評議員会の議案の概要

2 会長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集する。

3 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合

4 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(招集の通知)

第5条 評議員会を招集する場合は、会長は、評議員会の1週間前までに、招集事項を記載した書面をもって各評議員に通知をしなければならない。

2 会長は、前項の書面による通知に代えて、評議員の承諾を得た電磁的方法により通知を發出することができる。

(評議員提案権)

第6条 評議員が理事に対して一定の事項を評議員会の目的とすることを請求するときは、その請求は、評議員会の日4週間までにしなければならない。この場合、その評議員は、提出しようとする議案の要領を招集通知に記載し、又は記録することを請求することができる。

2 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項につき議案を提出することができる。

3 第1項及び第2項の場合であっても、当該議案が法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき評議員会において議決に加わることができる評議員の10分の1以上の賛成が得られなかった日から3年を経過していない場合は、この限りではない。

(評議員会の議決権)

第7条 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(評議員会への報告)

第8条 理事は、法令並びに定款で定める事項について、評議員会に報告するものとする。

(理事等の説明義務)

第9条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合(次に掲げる場合を除く。)

① 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を本会に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合

② 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

(2) 当該事項について説明をすることにより本会その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合

(3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合

(4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

第3章 理事会

(理事会の開催)

第10条 理事会は、毎会計年度に5月又は6月、12月及び3月の年3回開催する。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 社会福祉法第45条の18第3項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項に基づき、監事から理事に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が請求したとき。

(招集者)

第11条 定款第28条第1項のとおり、理事会は会長が招集する。

- 2 定款第28条第2項のとおり、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 前条第2項第3号及び第4号による場合は、理事が、前条第2項第5号による場合は、監事が招集する。
- 4 会長は、前条第2項第3号及び第5号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。

(招集の手続き)

第12条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、次の各号を定め、理事及び監事全員に通知をしなければならない。ただし、第11条第2項第1号による開催の場合は、第2号の事項を省略することができる。

- (1) 理事会の日時・場所
 - (2) 理事会の目的である事項
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(理事による利益相反取引等の制限)

第13条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

- (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第14条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(決議方法)

第15条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 3 議決権は、書面若しくは電磁的方法により又は代理人により行使することができない。

(報告の省略)

第16条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

ただし、会長及び業務執行理事による自己の職務の執行の状況についての報告は、省略することができない。

(監事の出席)

第17条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第4章 監事

(監事の選任議案)

第18条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

- 2 監事は、理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する

議案を評議員会に提出することを請求することができる。

(調査及び差止め請求)

- 第19条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査するものとする。
この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 2 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会への報告)

- 第20条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

第5章 その他

(秘密の保持)

- 第21条 本会の評議員選任・解任委員会の委員、評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改廃)

- 第22条 本細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。